

# 令和7年4月採用 知立市職員を募集します 技術職(土木・建築・電気)

☎ 総務課 人事係 (☎95-0143)

▼受付試験 書類選考 4月1日(月)～8日(月) 受付面接 4月8日(月)～13日(土)

▼面接試験、筆記試験(受付試験合格者のみ) 適性検査、SPI試験、面接試験 5月13日(月)

▼職種・採用人数・受験資格等 下表のとおり

○書類申請 電子申請です。4月1日(月)～8日(月)の午後5時までに募集要項に記載の申込みフォームからお申込みください。※土・日曜日の申込みは可能ですが、問合せの受付はできません。

【提出書類】①成績証明書、②卒業(見込)証明書を電子申請の際に添付。

○受付面接 書類申請を終えた人は期間内に受付面接を受験してください(予約不要)。

※書類申請および受付面接を終えた人が受験申込者となります。

・受付場所 市役所3階 総務課人事係

・受付時間 4月8日(月)～13日(土)の午前9時～11時、午後2時～4時30分

※4月13日(土)のみ市役所現業棟2階 第8・9・10会議室(午前9時～11時のみ)

※4月8日(月)に書類申請を行った人は9日(火)以降に受付面接へお越しください。

▼詳細は、市役所・中央公民館・図書館・スギ薬局知立福祉アリーナ・保健センターで配布している採用候補者試験要項をご確認ください。市ホームページからもダウンロードできます。



▲市ホームページ

## 職種・採用人数・受験資格等 令和7年4月採用(A日程)

職種	学歴等	採用人数	受験資格等
技術職 (土木・建築・電気) (自己PR方式)	大学 高専 (注1)	8人	昭和49年4月2日以降に生まれた人(※就職氷河期世代含む)で四年制大学または高等専門学校(注1)の土木課程、建築課程もしくは電気課程を卒業した人または令和7年3月までに卒業見込みの人自身の能力・特技・資格等を市役所業務に活かせるとPRできる人に限る(面接試験時に発表していただきます) (注1)学校教育法による5年制の高等専門学校に限ります。

# 65歳以上の人の介護保険料が変わります

☎ 長寿介護課 介護保険係 (☎95-0122)

第9期計画の策定に伴い、介護保険料は第8期と比べて上昇し、5,760円(月額)を基準額として設定しました。これは、高齢者数の増加により、必要な介護保険給付費が増えることを見込んだためです。介護保険料と所得段階は次のとおりです。なお、納めていただく介護保険料額は、7月中旬に通知書を送付し、お知らせする予定です。

	所得段階	調整率	年間保険料額	
本人非課税	第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で本人課税年金収入額と合計所得金額*の合計が80万円以下の人	0.285	19,600円
	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	0.485	33,500円
	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	0.685	47,300円
	第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	62,200円
	第5段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	1.00	69,100円
本人課税	第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	1.20	82,900円
	第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	89,800円
	第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	103,600円
	第9段階	合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	117,500円
	第10段階	合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	131,300円
	第11段階	合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	145,100円
	第12段階	合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	158,900円
	第13段階	合計所得金額が720万円以上850万円未満の人	2.40	165,800円
	第14段階	合計所得金額が850万円以上1,000万円未満の人	2.50	172,800円
	第15段階	合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.60	179,700円
	第16段階	合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の人	2.70	186,600円
	第17段階	合計所得金額が2,000万円以上の人	2.80	193,500円

※合計所得金額は、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額および第1～5段階においては公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。

